

天草市看護師等修学資金の手引き

天草市看護師等修学資金貸与制度

この制度は、看護師等（看護師、助産師及び准看護師）を養成する大学、専門学校等の養成施設に在学又は入学予定の方で、将来、天草市内で看護師等として従事しようとする方に対して修学資金を貸し付ける制度です。

一定期間、天草市内の指定医療機関等の看護師等として勤務することにより、貸し付けた修学資金の返還を免除します。

※この手引きを熟読のうえ、貸与申請を行ってください。

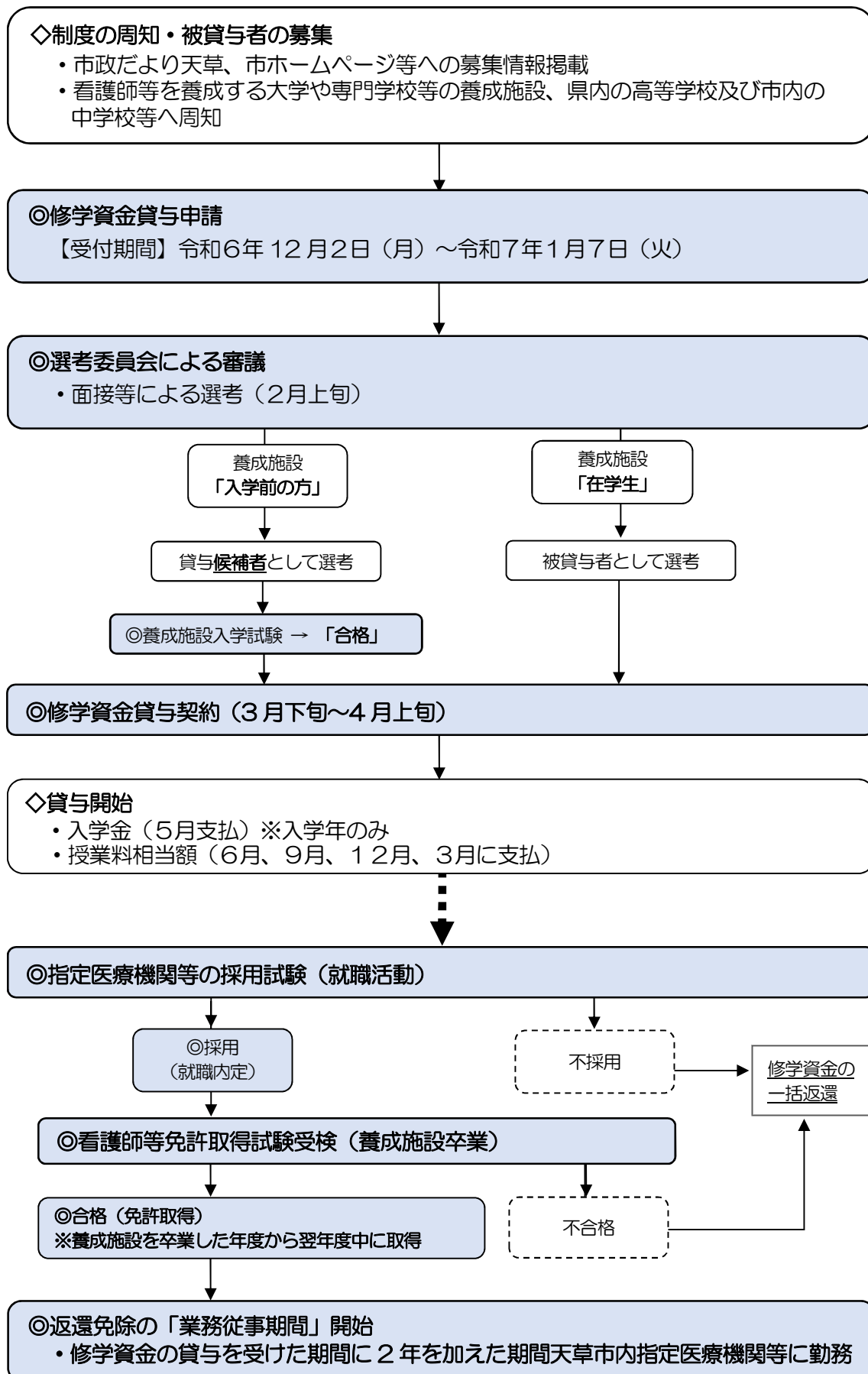
令和6年度版

天草市 健康福祉部 健康福祉政策課

◆ 目 次

I	天草市看護師等修学資金貸与制度の概要	2～3ページ
II	手続きと必要な書類	
1	申請の手続き	4ページ
2	在学中の手続き	4ページ
3	卒業後の手続き	5ページ
4	変更が生じた場合の手続き	5ページ
III	Q&A	6～7ページ
IV	天草市看護師等修学資金提出書類一覧表	8～9ページ
V	提出する書類の様式	別 添
	*天草市看護師等修学資金貸与条例	
	*天草市看護師等修学資金貸与条例施行規則	

＜ 天草市看護師等修学資金貸与制度の基本的な流れ ＞
… 申請から返還免除の業務従事期間の開始まで …



I 天草市看護師等修学資金貸与制度の概要

1 貸与の対象者 (条例第2条)

次の(1)(2)(3)すべての要件を満たす方が対象です。

(1) 看護師等を養成する大学や専門学校等の養成施設(※)に在学している方、又は入学する方

(※)〔保健師助産師看護師法の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成施設。〕

(2) 市が指定する医療機関等(※)において、看護師等の業務に従事する意思がある方

(※)〔市内の病院、診療所並びに「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で定める事業所。以下「指定医療機関等」という。〕

(3) 他に同等の修学資金その他これと同等の資金の貸与を受けていない方(※)

ただし、熊本県看護師等修学資金貸与制度や、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については併用可

(※)〔病院奨学金のように特定の病院等へ勤務することを目的とした他の修学資金との併用はできません。〕

2 貸与金額 (条例第3条)

(1) 入学金 上限 30 万円 (入学年のみ)

(2) 授業料相当額 月額 5万円

3 貸与期間 (条例第4条)

貸与決定の月から大学や専門学校等の養成施設の正規の修学期間が終了する月まで (通算して 48 か月を限度とします)

4 貸与方法 (規則第4条)

被貸与者本人名義の指定口座に振り込みます。

(1) 入学金は、入学年度の5月に振込み。

(2) 授業料相当額は、毎年3か月分をまとめて6月、9月、12月、3月に振込み。

5 貸与申請 (条例第5条、規則第5条)

4ページの申請の手続きのとおりです。

6 申請の受付期間及び提出先

令和6年12月2日(月)から令和7年1月7日(火) 必着

【提出先】 〒863-8631 天草市東浜町8番1号 天草市健康福祉政策課

7 被貸与者の選考 (条例第6条、規則第7条第11項)

書類審査のほか、面接試験等を実施します。(小論文試験を実施する場合があります。)

8 貸与の決定 (条例第6条)

選考により修学資金貸与の可否を決定し、申請された方に通知します。
貸与を受けることができる方は、
准看護師養成施設5名程度、看護師・助産師養成施設15名程度です。

9 在学中の提出書類等

4～5ページの「在学中の手続き」及び「変更が生じた場合の手続き」のとおりです。

10 返還の免除 (条例第9条)

修学資金の貸与を受けた方が、次の要件(1)(2)の両方を満たした場合、修学資金の返還債務を免除します。

- (1) 看護師等を養成する大学や専門学校等の養成施設を卒業した年度から翌年度中に看護師等の免許を取得すること
- (2) 天草市内の病院、診療所、介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けた事業所等で、貸与を受けた期間に2年を加えた期間を看護師等として従事すること
※産前・産後休暇や介護休暇及び就業先が独自に定める特別休暇(病気休暇等)の期間は看護師等として従事した期間に含みますが、休職や欠勤、育児休暇・休業等の理由により業務に従事できなかった期間は除外します。

11 返 還 (条例第11条)

修学資金の貸与を受けた方が、次の事由に該当するときは、修学資金の全額一括返還が必要となります。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき
- (2) 返還免除の要件に該当しなくなったとき
- (3) 修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

12 返還の猶予 (条例第10条)

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

- (1) 修学資金の貸与の決定が取り消された後も引き続き大学や専門学校等の養成施設に在学しているとき。
- (2) 養成施設等を卒業後、看護師等の資格取得のための進学により他の養成施設等に在学しているとき。
- (3) 看護師等免許を取得する意思があって、養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を経過していないとき。
- (4) 指定医療機関等に看護師等として勤務しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により指定医療機関等で看護師等として勤務できなかったとき。(例：疾病等による休職、育児休業等)
- (6) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合として、市長が特に認めるとき。

13 返還利息・延滞利息 (条例第11条)

修学資金は無利息です。

ただし、返還すべき額を正当な理由がなく返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年14.6%の延滞利息が課せられます。

Ⅱ 手続きと必要な書類

1 申請の手続き 【受付期間】 令和6年12月2日～令和7年1月7日

主な事由	必要な書類等
貸与申請	①天草市看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ③履歴書（様式ア）※手書きしてください ④申請する方の住民票の写し（申請者本人が未成年の場合は親権者を確認するため、世帯全員分・続柄記載） ⑤入学前の方は合格通知書又は入学金領収書のコピー、 養成施設等に在学中の方は在学証明書 ⑥連帯保証人（2名）の印鑑証明書及び収入に関する証明書 ※連帯保証人2名のうち1名は、 <u>同一生計及び同一世帯でない方</u> ⑦その他市長が必要と認める書類（必要な場合は、申請後に連絡します。）

2 在学中の手続き

時期	主な事由	必要な書類等
4月	貸与契約	①天草市看護師等修学資金貸与契約書 収入印紙及び未成年の場合は同意書 ※収入印紙 貸与額が100万円を超える場合 2,000円 50万円を超え100万円以内の場合 1,000円 ②在学証明書（貸与申請時に添付していない場合） ③口座振込申出書（振込先の通帳コピーを添付。通帳レス、ネット銀行の場合は、金融機関の証明書やアプリ画面のスクリーンショット等の写しを添付）
	入学金支払証明（入学年のみ）	入学金領収書（支払が確認できる書類）のコピー ※入学金以外の学納金等を同時に納付した場合は「入学金の額が分かる書類」添付
	成績証明書等の提出	養成施設から発行される前年度分の成績証明書のコピー ※毎年4月末日までに提出
振込月	現況報告 （電子メール等） ※在学していることの定期報告	被貸与者が在学中であることを確認するため、修学資金の振込月【6月・9月・12月・3月】の1日～5日までに必ず本人が報告を行ってください。 <報告例> 私は、引き続き●●●●学校に在学していることを報告します。 令和●年●月●日 氏名●●●● 報告先：天草市健康福祉政策課 E-mail： syugaku@city.amakusa.lg.jp
必要 な と き	修学資金の貸与辞退	①天草市看護師等修学資金貸与辞退申出書（様式第10号） ※辞退する月の初日の30日前までに提出 【貸与終了後】天草市看護師等修学資金借用証書（様式第4号） （原則全額一括返還となりますので、ご注意ください。）

3 卒業後の手続き

時期	主な事由	必要な書類等
4月	借用証書の提出	①天草市看護師等修学資金借用証書（様式第4号） ②添付書類：卒業（修了）証書の写し
	猶予申請	①天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号） ②前年度の成績証明書 ③変更事項等届出書（様式第9号） ④看護師籍登録ハガキの写し ※看護師等の免許を取得したとき ⑤就業証明書 ※指定医療機関等において看護師等として就職したとき ⑥看護師等の免許証の写し ※受領後速やかに提出
	就業証明書の提出	就業証明書（指定医療機関等において記入されたもの） ※ <u>毎年提出</u>
随時	免除申請	貸与を受けた期間に2年を加えた期間、指定医療機関等において看護師等として従事すると、返還が免除されます。 ①天草市看護師等修学資金返還免除申請書（様式第5号） ②添付書類：就業証明書

4 変更が生じた場合の手続き【随時】

下記の事由により変更が生じた場合は、健康福祉政策課まで連絡のうえ、**変更事項等届出書（様式第9号）**を速やかに提出してください。※変更の事実を証する書類の添付が必要です。

主な事由	添付書類等
被貸与者本人又は連帯保証人の住所・氏名の変更	住民票の写し又は戸籍抄本
休学や停学・復学 退学 進学	養成施設からの通知書等 【注意】＊休学・停学の場合、貸与が停止されます。 ＊退学した場合、貸与契約を解除します。 <u>（貸与を受けた全額一括返還となりますので、ご注意ください）</u> ＊進学は、准看護師養成施設から看護師養成施設、看護師養成施設から助産師養成施設への進学の場合に限ります。
休業・休職 就業場所の変更 退職	就業証明書（指定医療機関等において記入されたもの） 【注意】退職後 <u>3か月以内</u> に再就職しない場合は貸与を受けた全額を一括返還になります。
連帯保証人の変更	変更後の連帯保証人の印鑑証明書及び収入に関する証明書 ※事前に担当へご相談ください。
貸与を受けた者の疾病又は負傷等	※個別のケースで違いがありますので、本人又は連帯保証人がご相談ください。

Ⅲ Q & A

Q1 貸与申請したいのですが、受験生でまだ合格していません。申請できますか？

A1 申請することができます。これから受験する場合は、合格後、合格通知書又は入学金領収書のコピーを速やかに提出してください。既に合格していれば、申請時に添付してください。

Q2 入学金の請求を行いたいのですが、入学金の額の分かる書類とはどのようなものですか？

A2 入学する養成施設からの入学金の振り込み依頼文書等のコピーです。見つからない場合は、養成施設のホームページに記載されているページのコピーでも構いません。

Q3 現況報告（在学していることの定期報告）は、毎回する必要がありますか？

A3 現況報告は、修学資金を振り込む月（6月、9月、12月、3月）の5日までに必ず、Eメールで行ってください。郵便でも受け付けます。
在学していることが確認できないと振り込むことができません。
また、前年度の成績証明書のコピーを4月末日までに提出してください。（規則第14条）

Q4 3か月に1回、修学資金が振り込まれますが、借用証書を書いていません。そのままに置いて、大丈夫ですか？

A4 修学資金は、貸与契約に基づき、振り込みますので事前に借用証書を作成する必要はありませんが、借用された総額が確定（貸与が終了）したときに借用証書を書いていただきます。（規則第10条）

Q5 病気療養のため、しばらく学校を休むことになりました。どうすればいいですか？

A5 1か月以上休学される場合は、貸与を停止します。変更事項等届出書を提出してください。復学の見込みがなくなった場合は、貸与が取り消しとなり、返還が生じることがあります。返還の猶予や免除に該当する場合がありますので、相談に来て、詳しい事情をお聞かせください。（条例第7条）

Q6 養成施設を卒業するまでに看護師等の試験に合格できない場合、貸与を受けた額の一括返還となりますか？

A6 養成施設等を卒業した年度の翌年度までに看護師等の免許を取得する意思があれば、返還の猶予が受けられます。天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号）を提出してください。（条例第10条第3項）※翌年度も不合格の場合は一括返還となります。

Q7 指定医療機関等に4月1日から勤務していますが、看護師等の免許取得は4月20日です。返還免除となる期間は、4月1日から起算されますか？

A7 返還免除の規定では、「修学資金の貸与を受けた期間に2年を加えた期間、看護師等として勤務したとき」とされており、免許を取得し看護師等として勤務した期間が該当しますので、この条件を満たした日から起算します。（条例第9条）

Q8 出産、育児のため、産前・産後休暇を取得した後、育児休業を取得しようと考えていますが、返還免除の対象になりますか？

A8 産前・産後休暇は返還免除期間（看護師等として業務に従事した期間）の対象になりますが、育児休業は対象になりません。この場合、指定医療機関等の就業証明書で確認させていただきます。

なお、育児休業は、返還の猶予規定の「災害、疾病その他やむを得ない事由により指定医療機関等で看護師等として勤務できなかったとき」に該当しますので、天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号）を提出してください。（条例第10条第5項）

Q9 出産後しばらくは、指定医療機関等でパート勤務します。パートの期間も返還免除となる期間に算入されますか？

A9 返還免除となる期間は、看護師等の免許取得後に、指定医療機関等からの就業証明書により確認しますので、パートの期間であっても看護師等としての就業期間となっていれば算入します。

Q10 指定医療機関等で3年間勤務した後、結婚により苓北町に居住し、同町のクリニックで勤務しようと考えていますが、返還する金額はいくらになりますか？

A10 この修学資金貸与制度は、返還免除を「修学資金の貸与を受けた期間に2年を加えた期間、看護師等として勤務したとき」としており、この期間を満たさない場合、貸与を受けた全額を返還していただきます。（条例第11条）

Q11 指定医療機関等とは、病院のほかにもどのようなところですか？

A11 天草市内の病院、診療所の他に特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、訪問看護ステーションなどの介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けた事業所があります。看護師等として働く職場は他にもありますが、この修学資金制度は医療機関等で不足する看護師等を確保するために創設された制度ですから、指定する医療機関等に限定しています。（規則第3条）

Q12 看護師養成施設の在学中に修学資金の貸与を受け、卒業後、さらに助産師養成学校に進学する場合は、引き続き修学資金の貸与を受けることができますか？

A12 修学資金の貸与を受けている期間中であれば、助産師の資格取得のための進学の届出（変更事項等届出書（様式第9号）の提出）をしていただくことで、看護師養成施設での修学資金貸与期間と通算して48月を限度に貸与期間を延長することができます。（条例第4条第2項）

なお、返還猶予中の方については、貸与の申請をすることができます。この場合の貸与期間は48月から既に貸与を受けた期間を除いた月数が限度となり、申請後に被貸与者の選考を再度受けていただく必要があります。（条例第4条第3項）

また、資格取得のための進学時に発生する入学金は、上限額30万円から既に貸与を受けた入学金の額を差し引いた額の範囲内で貸与を受けることができます。（条例第3条第2項）

※准看護師養成施設から看護師養成施設への進学の場合も同様の取扱いとなります。

その他、ご不明な点については、天草市役所健康福祉政策課（☎0969-24-8805）までお尋ねください。

IV 天草市看護師等修学資金提出書類一覧表

【保存版】

事 項		様式等名称	添付書類	備 考
貸与契約の締結			(申請者が未成年の場合のみ)親権者の同意書・印鑑証明書	親権者が2人の場合には2人分
		天草市看護師等修学資金貸与契約書	在学証明書	申請時に提出済みの場合は不要
			入学金の額が確認できる書類	入試要項等のコピー
			入学金の支払いが確認できる書類(領収証等)	申請時に提出済みの場合は不要
			口座振込申出書、通帳等の写し	口座番号・名義がわかる部分のコピー
		成績証明書(養成施設等が発行するもの)		毎年4月末日までに提出
	本人又は連帯保証人の住所又は氏名が変更になったとき		住民票の写し(住所変更)又は戸籍抄本(氏名変更)	
	休学や停学となったとき又は復学したとき	変更事項等届出書(様式第9号)	養成施設等からの通知書等の写し	
	連帯保証人を変更するとき		連帯保証人の収入に関する証明書(所得証明書等)、連帯保証人の印鑑証明書	連帯保証人の死亡の事実が分かる書類
			退学許可書、退学通知の写し等	
在学中	退学したとき	天草市看護師等修学資金借用証書(様式第4号) 天草市看護師等修学資金返還申出書(様式第7号) 変更事項等届出書(様式第9号)		
	貸与の要件のいずれかを満たさなくなったとき	天草市看護師等修学資金借用証書(様式第4号) 変更事項等届出書(様式第9号)	(その事実を証する書類)	貸与の要件:条例第2条2号及び3号
	疾病又は負傷等のために修学の見込みがなくなったとき	天草市看護師等修学資金借用証書(様式第4号) 天草市看護師等修学資金返還申出書(様式第7号) 天草市看護師等修学資金貸与辞退申出書(様式第10号)	医師の診断書	
	貸与を受けることを辞退するとき			辞退しようとする月の30日前までに提出
	貸与決定を取り消された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき		在学証明書	
	災害・疾病その他やむを得ない事由	天草市看護師等修学資金返還猶予申請書(様式第6号)	罹災証明書(災害)、医師の診断書(疾病)	
	被貸与者が死亡したとき	天草市看護師等修学資金借用証書(様式第4号) 天草市医師修学資金返還免除申請書(様式第5条) 変更事項等届出書(様式第9号)	死亡の事実を証する書類(死亡診断書、除籍謄本等)	
	被貸与者が疾病又は負傷等その他やむを得ない事情により修学資金を返還することができなくなったとき		医師の診断書、身体障害者手帳の写し、精神障害者福祉手帳の写し等	
	振込先口座を変更するとき	口座振込変更申出書	通帳等の写し	口座番号・名義がわかる部分のコピー

IV 天草市看護師等修学資金提出書類一覧表

【保存版】

事 項		様式等名称	添付書類	備 考
卒業後	卒業した翌年度	成績証明書（養成施設等が発行するもの。最終学年の成績）		4月末日までに提出
	卒業により修学資金の貸与期間が終了したとき	天草市看護師等修学資金借用証書（様式第4号） 天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号）	卒業（終了）証明書の写し	
	本人又は連帯保証人の住所又は氏名が変更になったとき	変更事項等届出書（様式第9号）	住民票の写し（住所変更）又は戸籍抄本（氏名変更）	
	看護師等の免許を取得したとき		看護師等の免許証の写し	
	指定医療機関等において、看護師等として勤務開始・終了・再開または勤務先を変更したとき		就業証明書	
	返還猶予を受けるとき	卒業後1年を経過するまでに看護師等免許を取得する意思があるとき	（その事実を証する書類）	
	指定医療機関等に看護師等として勤務しているとき	天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号）	就業証明書	就業証明書は毎年4月に提出が必要
	災害・疾病その他やむを得ない事由を受けるとき		罹災証明書（災害）、医師の診断書（疾病）	
	返還免除を受けるとき	指定医療機関等での勤務年数が満了したとき	就業証明書	
	被貸与者が死亡したとき		死亡の事実を証する書類（死亡診断書、除籍謄本等）	
被貸与者が疾病、負傷等のため業務を継続することができなくなったとき	天草市看護師等修学資金返還免除申請書（様式第5条） 変更事項等届出書（様式第9号）	医師の診断書、身体障害者手帳の写し、精神障害者福祉手帳の写し等		
連帯保証人を変更するとき	変更事項等届出書（様式第9号）	連帯保証人の収入に関する証明書（所得証明書等）、連帯保証人の印鑑証明書	連帯保証人の死亡の事実が分かる書類	
●修学資金の貸与期間中に資格取得のための進学をする際に必要な書類 ※准看護師養成施設から看護師養成施設への進学の場合に限ります。 ・ 変更事項等届出書（様式第9号） ・ 在学証明書（看護師等養成施設発行） ・ 入学金の額が確認できる書類（領収書、看護師等養成施設の募集要項等）		進学する場合		

※上記のほか修学資金の貸与に係る重要な事項に関し変更があったときは、直ちに変更事項等届出書（様式第9号）にその事実を証する書類を添えて届けてください。
※必要に応じ上記以外の書類の提出を求める場合があります。
※制度の詳細は、「天草市看護師等修学資金貸与条例」及び「天草市看護師等修学資金貸与条例施行規則」等でご確認ください。

○天草市看護師等修学資金貸与条例

平成26年10月7日

条例第21号

改正 平成28年6月30日条例第32号

令和4年12月22日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、市長が指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）の看護師、助産師及び准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、指定医療機関等において必要な看護師等を確保し、もって市民の健康の維持及び増進に資することを目的とする。

(令4条例33・一部改正)

(貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条、第21条又は第22条の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者であること。
- (2) 将来、指定医療機関等において看護師等の業務に従事する意思を有する者であること。
- (3) この条例の規定による修学資金以外の看護師等の充実に資することを目的とした修学資金その他これと同等の資金（熊本県看護師等修学資金を除く。）の貸与を受けていないこと。

(令4条例33・一部改正)

(貸与額及び貸付利息)

第3条 修学資金は、授業料相当額として月額5万円及び入学金として納付する額で30万円以内とする。

- 2 前項に規定する入学金に係る修学資金は、資格取得のための進学（修学資金の貸与を受けている者が既に取得した看護師等の資格以外の看護師等の資格を取得するために他の養成施設等へ進学することをいう。以下同じ。）をする場合にあっては、30万円から既に入学金として貸与した額を差し引いた額の範囲内で貸与するものとする。
- 3 修学資金には、利息を付さない。

(平28条例32・令4条例33・一部改正)

(貸与期間)

- 第4条 修学資金を貸与する期間は、修学資金の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）として決定した日の属する月（市長が必要と認めた場合は、貸与を決定した日の属する年の4月）から養成施設等を卒業する日の属する月までとする。ただし、通算して48月（第7条の規定により修学資金の貸与を停止された期間を除く。）を限度とする。
- 2 前項の場合において、被貸与者が貸与期間中に資格取得のための進学の届出をしたときは、同項ただし書の月数を限度として、貸与期間を変更するものとする。
 - 3 第10条（第1号、第5号及び第6号を除く。）の規定により修学資金の返還を猶予されている被貸与者が資格取得のための進学をした場合における第1項の規定の適用については、同項ただし書中「通算して48月」とあるのは、「48月から既に貸与を受けた月数を除した月数」とする。

(平28条例32・令4条例33・一部改正)

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、選考により貸与の可否を決定し、申請

者に通知するものとする。

（貸与の停止）

第7条 市長は、被貸与者が養成施設等において休学又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの修学資金の貸与を停止するものとする。

2 前項の規定により修学資金の貸与を停止した場合において、被貸与者が当該停止期間に係る修学資金を既に受領しているときは、当該修学資金を市長が定める日までに一括して返還しなければならない。

（貸与の決定の取消し）

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

（1） 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

（2） 疾病又は負傷等のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

（3） 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、被貸与者として不適当と認められるとき。

（返還の免除）

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

（1） 被貸与者が指定医療機関等において、修学資金の貸与を受けた期間（第7条の規定により修学資金の貸与を停止された期間を除く。次条において「貸与を受けた期間」という。）に2年を加えた期間、看護師等として勤務したとき。

（2） 被貸与者が指定医療機関等における勤務期間中に、業務上の理由による死亡、疾病又は負傷等のため、看護師等の業務を継続することができなくなったとき。

2 前項に規定する場合を除くほか、市長は、被貸与者が死亡、疾病又は負傷等その他やむを得ない事情により修学資金を返還することができなくなったときは、当該修学資金の返還を免除することができる。

（返還の猶予）

第10条 市長は、貸与を受けた期間が満了した後において、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する間、貸与を受けた修学資金の返還を猶予するものとする。

（1） 第8条の規定により修学資金の貸与の決定を取り消された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。

（2） 資格取得のための進学により養成施設等に在学しているとき。

（3） 被貸与者に看護師等免許を取得する意思があり、かつ、養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年を経過していないとき。

（4） 指定医療機関等に看護師等として勤務しているとき。

（5） 災害、疾病その他やむを得ない事由により指定医療機関等で看護師等として勤務できなかったとき。

（6） 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合として、市長が特に認めるとき。

（平28条例32・令4条例33・一部改正）

（返還）

第11条 被貸与者は、第9条の規定により修学資金の返還が免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金を、市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、規則で定めるところにより分割して返還することができるものとする。

（1） 前条の規定による修学資金の返還債務に係る履行の猶予を受けることができず、又は受けることができなくなったとき。

（2） 第8条の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

- (3) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 被貸与者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息(その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

○天草市看護師等修学資金貸与条例施行規則

平成26年10月1日

規則第22号

改正 平成28年6月30日規則第39号

令和4年3月30日規則第16号

令和4年12月22日規則第56号

(目的)

第1条 この規則は、天草市看護師等修学資金貸与条例（平成26年天草市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定医療機関等)

第3条 条例第1条の市長が指定する医療機関等は、天草市内の病院、診療所並びに介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で定める事業所とする。

(貸与の時期)

第4条 入学金は、原則として入学した日の属する月の翌月までに貸与するものとする。

2 授業料相当額の貸与の時期は、次のとおりとする。

期別	貸与の時期
第1期（4月分から6月分まで）	6月
第2期（7月分から9月分まで）	9月
第3期（10月分から12月分まで）	12月
第4期（1月分から3月分まで）	3月

(貸与の申請)

第5条 条例第5条の修学資金の貸与を受けようとする者は、天草市看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し
- (4) 在学証明書又は入学する手続きを終えた者であることを証する書類
- (5) 連帯保証人の印鑑証明書及び収入に関する証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第6条 条例第5条の連帯保証人は、独立して生計を営む者であって、修学資金の返還の責を負うことができる程度の資力を有するものでなければならない。

2 修学資金の貸与を受けるものが未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、その法定代理人でなければならない。

3 被貸与者は、連帯保証人が欠けたとき又はその資格を欠くに至ったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てなければならない。この場合において、新たに連帯保証人となった者の印鑑証明書及び収入に関する証明書を提出しなければならない。

(選考委員会)

第7条 条例第6条の決定に係る選考を行うため、天草市看護師等修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、6人とし、一般社団法人天草郡市医師会から推薦のあった者及び市職員から市長が選任する。

4 委員長は、委員の互選によって選出する。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 7 選考委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 8 選考委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 9 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- 11 委員長は、必要があると認めるときは、条例第5条の申請を行った者を選考委員会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 12 選考委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(令4規則56・一部改正)

(決定通知)

第8条 条例第6条の決定に係る通知は、天草市看護師等修学資金貸与承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(契約の締結等)

第9条 市長は、修学資金を貸与する旨の決定通知をしたときは、その通知を受けた者と修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

- 2 市長は、条例第8条の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したときは、貸与契約を解除するものとする。

(借用証書の提出)

第10条 被貸与者は、修学資金の貸与期間が終了したとき又は前条第2項の規定により貸与契約が解除されたときは、貸与を受けた修学資金について、天草市看護師等修学資金借用証書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第11条 条例第9条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、天草市看護師等修学資金返還免除申請書（様式第5号）に、免除を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(返還猶予の申請)

第12条 条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、天草市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第6号）に、猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(返還の申出等)

第13条 被貸与者は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに天草市看護師等修学資金返還申出書（様式第7号）を市長に提出するものとし、当該届出書が受理された日の属する月の翌月1日から起算して30日以内に一括して返還しなければならない。

- 2 条例第11条第1項ただし書の規定による修学資金の分割返還（以下「分割返還」という。）は、同項各号に掲げる事由が生じた日の属する月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に行うものとし、その支払方法は月賦又は半年賦の均等返還とする。ただし、繰上返還を行うことを妨げない。

- 3 分割返還しようとする被貸与者は、天草市看護師等修学資金分割返還申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上その可否を決定し、当該申請を行った者に対し、その結果を通知するものとする。

(成績証明書等の提出)

第14条 被貸与者は、毎年（養成施設等に入学した日の属する年を除く。）4月末日までに、前年度分の成績証明書その他単位の取得を証する書面を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書（様式第9号）にその事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 被貸与者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

- (2) 条例第7条第1項に規定する修学資金の貸与の停止に該当するとき又は当該停止された事由が消滅したとき。
- (3) 条例第8条各号（第3号を除く。）に規定する修学資金の貸与の決定の取消しに該当するとき。
- (4) 条例第10条に規定する修学資金の返還の猶予に関し、当該猶予された事由が消滅したとき。
- (5) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたため、連帯保証人を変更するとき。
- (6) 養成施設等を退学したとき。
- (7) 看護師等の資格を取得したとき。
- (8) 指定医療機関等において看護師等として勤務を開始したとき、終了したとき若しくは再開したとき又は勤務する指定医療機関等を変更したとき。
- (9) 条例第3条第2項に規定する資格取得のための進学をするとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与に係る重要な事項に関し変更があったとき。

（平28規則39・一部改正）

（辞退の申出）

第16条 被貸与者は、修学資金の貸与を受けることを辞退するときは、辞退しようとする月の30日前までに天草市看護師等修学資金貸与辞退申出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

天草市看護師等修学資金貸与申請書

年 月 日

天草市長 様

申請者(本人) 氏名 印
連帯保証人 氏名 印
連帯保証人 氏名 印

天草市看護師等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな氏名	生年月日	年	月	日
住所	電 話			
養成施設等	名 称	年	月	卒業予定 年 月
貸与希望期間	入 学	年	月	から 年 月まで
過去の貸与状況	有 ・ 無	【有の場合、貸与を受けた期間・金額】 期 間： 年 月から 年 月まで 金 額： 万円 (うち入学金 万円)		
ふりがな氏名	生年月日	年	月	日
住所	本人との関係			
職業	電 話	年	収	円
申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して責任を負います。				
ふりがな氏名	生年月日	年	月	日
住所	本人との関係			
職業	電 話	年	収	円
申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して責任を負います。				

(備考)連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

誓 約 書

年 月 日

天草市長 様

申請者(本人) 住所 氏名 印
法定代理人(申請者が未成年の場合) 住所 氏名 印

私は、天草市看護師等修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸付けを受けることとなったときは、同条例及び天草市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、指定医療機関等における看護師等の業務に従事することを誓約します。

(備考) 申請者が未成年者の場合は、親権者(法定代理人)も署名し、押印してください。

天草市看護師等修学資金貸与承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

天草市長 印

年 月 日付けで申請のあった天草市看護師等修学資金の貸与について、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 貸与決定

(1) 貸与決定番号 第 号

(2) 修学資金の貸与額

ア 月 額 50,000円

イ 入学金 円

(3) 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 貸与不承認

天草市看護師等修学資金借用証書

年 月 日

天草市長 様

借 用 者 住所 氏名 印

連 帯 保 証 人 住所 氏名 印

連 帯 保 証 人 住所 氏名 印

天草市看護師等修学資金を下記のとおり借用了した。

記

- 1 借 用 金 額 円
- 2 借 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 極 度 額 連帯保証人は、債務の返済義務履行について借用金額の範囲内で保証する。

（備考）連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

様式第5号（第11条関係）

天草市看護師等修学資金返還免除申請書

年 月 日

天草市長 様

申請者 住所
氏名
電話

天草市看護師等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与総額	円
返還未済の返還債務の額	円
免除を受けようとする額	円
指定医療機関等に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 【 年 月間】
申請理由	
備考	

様式第6号（第12条関係）

天草市看護師等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

天草市長 様

申請者 住所
氏名
電話

天草市看護師等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与総額	円
返還債務の額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 【 年 月間】
申請理由	
備考	

天草市看護師等修学資金返還申出書

年 月 日

天草市長

様

申出者 住所
氏名
電話

印

天草市看護師等修学資金を返還しますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与総額	円
返還債務の額	円
返還免除となった額	円
返還総額	円
返還理由	
備考	

天草市看護師等修学資金分割返還申請書

年 月 日

天草市長

様

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり修学資金の分割返還をしたいので、申請します。

貸与を受けた者の住所				
貸与を受けた者の氏名				
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで			
貸与総額	円			
返還債務の額	円			
1回に納付する額	月賦	円	半年賦	円
分割を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで (注意：貸与期間の1/2以内の期間に限定されています。)			
納付予定日(月賦)	毎月	日		
納付予定日(半年賦)	毎年	月	日と	月 日
分割返還を希望する理由				
備考				

様式第9号(第15条関係)

変更事項等届出書

天草市長 様

届出者 住所
氏名
電話

年 月 日

天草市看護師等修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事項	☐ 住所・氏名変更 ☐ 休学・停学・復学 ☐ 退学 ☐ 資格取得 ☐ 連帯保証人変更 ☐ 勤務に関すること ☐ 建学 ☐ その他 ()
事項発生 年 月 日	年 月 日
届出内容	【新連帯保証人に関すること】 氏名 (年 月 日生) 住所 職業 本人との続柄 (備考) 1 連帯保証人の変更の場のみ記入すること。 2 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用すること。

様式第10号(第16条関係)

天草市看護師等修学資金貸与辞退申出書

天草市長 様

届出者 住所
氏名
電話

年 月 日

天草市看護師等修学資金の貸与を辞退したいので、次のとおり申し上げます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与の辞退を開始する月 年 月分から	
辞 退 の 理 由	